

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

④ 相続人の範囲

Q : 相続が起こった場合、相続人は誰になるのですか？

A : 相続人の範囲は、民法に規定されています。

【解説】

相続人の範囲は、民法で次のように定められています。

① 相続人の範囲

死亡した人の配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の方は、次の順序で配偶者と一緒に相続人になります。

- ・ 第1順位→死亡した人の子供

その子供が既に死亡しているときは、その子供の直系卑属(子供や孫など)が相続人となります。子供も孫もいるときは、死亡した人により近い世代の子供となります。

- ・ 第2順位→死亡した人の直系尊属(父母や祖父母など)

父母も祖父母もいるときは、死亡した人により近い世代の父母のとなります。第2順位の方は、第1順位の方がいないときに相続人になります。

- ・ 第3順位→死亡した人の兄弟姉妹

その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その人の子供が相続人となります。第3順位の方は、第1順位の方も第2順位の方もいないときに相続人になります。

